

7月号



おおり 青色便り

No.0719

一般社団法人 大森青色申告会

令和 8.7.1

第15回定時総会開催のご案内

一般社団法人大森青色申告会の第15回定時総会を下記のとおり開催いたします。7月初旬に全正会員の皆様へ出欠確認の往復はがきをお送り致しますので、7月31日(金)までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

ご返送いただく返信はがきには、ご出席いただく場合は出席の旨と会員氏名を、ご欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所と氏名をご記入いただきご返送ください。定足数が足りない場合は総会が成立しませんので皆様のご協力を何卒お願い申し上げます。

なお、ご返信がいただけない場合は、支部役員又は職員が電話もしくは直接お伺いさせていただきます。ご了承ください。

日時：令和8年8月27日(木)
午後3時～(受付開始 午後2時30分～)

場所：大森青色申告会 会館2階
大田区中央3-10-18

内容：第1部
議事 令和7年度事業報告(案)承認の件
令和7年度収支報告(案)・監査報告承認の件
労働保険監査報告承認の件
定款変更・規約変更に関する件
理事監事選任(案)に関する件
報告 令和8年度事業計画
令和8年度収支予算
※本年は懇親会の開催はございません。

総会



源泉税等の個別相談会のお知らせ

上半期分の源泉所得税及び復興税の納付期限並びにご相談期限は7月10日(金)です!

従業員・専従者などへ給与を支払っている方は必ず上記期限内に当会へご相談ください。

期限を過ぎてしまった場合は、ご自身の管轄税務署で指導を受けていただきます。期限内提出をお願いいたします。

期間：令和8年7月10日(金)まで

時間：午前 9時～11時30分

午後 1時～3時30分の間で

30分毎の予約

ご注意：完全予約制です。

ご予約はお電話で **03-3771-8859**

※源泉税額が0(ゼロ)円でも、期限内に納付書を提出する必要があります。

※前月6月号でお知らせしました令和8年度税制改正は、本年の年末調整から適用されます。

◆◆◆ 青色申告特別控除の改正について ◆◆◆

令和8年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）」が成立し、令和9年分の確定申告（令和10年3月15日までに提出する分）から、青色申告特別控除の金額及び要件が改正されます。改正内容を下記にまとめましたのでご参照ください。

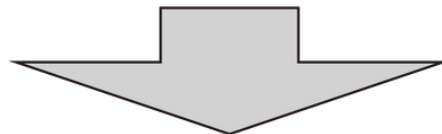
概 要

- ① 電子申告（e-Tax）ではない場合（紙提出の場合）、青色申告特別控除額の上限は10万円となる。
→ 複式簿記で記帳していたとしても10万円控除になる（実質的に55万円控除は廃止）。
- ② 所定の要件（複式簿記 + 電子申告 + 優良な電子帳簿 or 請求書データ等との自動連携）を満たした場合、青色申告特別控除額の上限は75万円となる。
→ 従前どおり不動産所得者は事業的規模以上である必要がある。
- ③ 事業所得 or 不動産所得（事業的規模）が一定規模以上（前々年の左記所得に係る収入金額が1,000万円超）の場合、簡易簿記による青色申告特別控除額は0円（ゼロ）となる。

【改正前（令和8年分まで）】

控除額	65万円※		55万円※	10万円
要 件	複式簿記+下記①or②		複式簿記	簡易簿記
	① 電子申告（e-Tax）	② 優良な電子帳簿（訂正削除履歴等）	左記①or②を満たさない場合（書面申告）	

※法定申告期限内に提出する必要がある。



【改正後（令和9年分以降）】

控除額	75万円※		65万円※	10万円	0円
要 件	複式簿記+電子申告（e-Tax） +下記①or②		複式簿記 +電子申告 （e-Tax）	簡易簿記 （右記以外）	簡易簿記 +前々年の事業所得 or 不動産所得（事業的規模） に係る収入金額が 1,000万円超
	① 優良な電子帳簿（訂正削除履歴等）	② 請求書データ等との自動連携			

※法定申告期限内に提出する必要がある。

ご注意 75万円控除を目指す方、今まで55万円控除で控除額を減らしたくない方、簡易簿記で1,000万円超の事業収入or不動産収入があり控除額を減らしたくない方は、各々の要件に対応する必要があります。詳しくは、次回以降の会報（LINE）等でご案内します。

令和8年度も固定資産税・都市計画税の 軽減措置が適用されることとなりました！

都内の各青色申告会と東京青色申告会連合会が共同して、都議会等に対して要望運動を行っている固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続については、過日閉会した都議会(令和8年3月27日)において、都税条例改正案が可決・成立し、令和8年度においても軽減措置が適用されることとなりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様より、当会報の昨年10月号に同封した『陳情はがき』及び『QRコードからの電子陳情』を多数いただきました。ご協力いただきありがとうございました。令和9年度においても同様の要望運動を行う予定です。本年も10月頃から陳情運動を開始する予定となっておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

なお、提出し可決・成立した要望事項は以下のとおりです。

- ① 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
- ② 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
- ③ 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。

当会公式 LINE の友だち追加登録はお済みですか？

まもなく紙での配布が出来なくなってしまうので、お早めに登録をお願いします。LINEでの友だち追加が分からない方は、是非スマートフォンをご持参し事務局までお越しください。※LINEへの登録は会員の皆さまのみのサービスとなっています。

▶ 都税事務所からのお知らせ

自動車税を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています

環境負荷の小さい自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に自動車税を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています。令和13年3月31日までに取得したものについて、初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税全額を免除します。

対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
 - プラグインハイブリッド自動車(PHV)
 - 燃料電池自動車(FCV)
- } = ゼロエミッションビークル (ZEV)

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日9時~17時)



令和8年中に土地・建物・株式等の譲渡を行った方や、 初回の住宅ローン控除を行う方へ

当会では原則として、第3表(土地建物や株式等に関する譲渡所得)に係る指導や、初回の住宅借入金等特別控除(2回目以降を除く)の指導を行っていません。

上記に該当する取引がある方は、計算明細書及び確定申告書を税務署で作成していただきます。(当会でご対応できません。)なお、2回目以降の住宅借入金等特別控除を適用される方は、前年分の確定申告書類一式(前年分の分住宅借入金等特別控除額の計算明細書は必須です。)の控えと、住宅ローンの年末残高証明書をご持参ください。

【青色共済】新規加入受付中

病気やケガで入院をしたときや不慮の事故で死亡、高度障害状態になったときなどに補償される保険です! 1955年11月2日(70歳6ヶ月)~2011年11月1日(14歳6ヶ月)生まれの会員本人・専従者・従業員の方が加入できます。

会費は、月額1,000円(経理上、申告会費と同様の扱いです) 令和8年8月補償開始の新規加入のお申込みは、7月15日(水)午後4時までとなりますので、お早めにご連絡ください。毎年実施している「青色ドック」もお得に受診できます! ※詳細は事務局まで



青年部員募集中!!

大森青色申告会青年部では新規青年部員を募集しています! 青年部では、様々な業種・年齢の方が部員として在籍しており、部員間の交流を通じご自身の事業に関する有益な繋がりを構築できるチャンスがあります! あなたも青年部に入部して、一緒に繋がりを作ってみませんか?

主な活動としては、

- ① 森青色申告会の事業活動の支援
- ② 税務・経営・経理などに関する講習会や研修会などの企画・運営
- ③ 青年部員の親睦をはかるため、レクリエーションの企画・運営
- ④ その他、地域イベントの支援活動などです。



入部条件は、青年部の活動趣旨に賛同する当会会員(事業主・専従者)の方であれば男女問わず自由に入部できます。部員一同あなたの入部をお待ちしております。

※ご質問・お問合せ・入部希望は

(一社)大森青色申告会事務局 **3771-8859** までお電話ください。

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

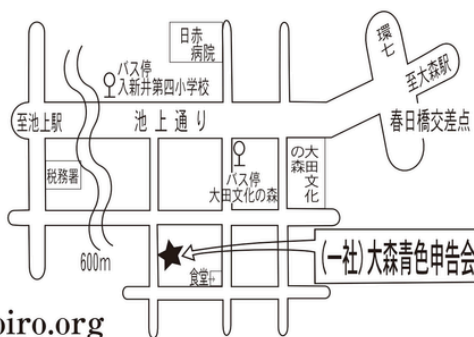
大田区中央3丁目10-18

TEL: 03 (3771) 8859

FAX: 03 (3773) 6388

Eメール: aoiro-o@nifty.com

URL: <https://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

7月9日(木)

7月23日(木)



保険の相談

ご希望の方は事務局迄